

平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内正厳

被告 日本放送協会

第2回口頭弁論期日における意見陳述書

2017年1月24日

奈良地方裁判所 民事部

1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 辰 巳 創 史

弁護士 星 雄 介

第1 放送法4条1項各号の義務の法的性質について

1 被告の主張

被告は、放送法4条1項各号の義務は、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解すべきであると主張する。

しかし、放送法4条1項各号の義務は、対国家との関係では被告の主張するとおり倫理的義務と解すべきであるが、受信契約者との関係では、法的義務と解すべきである。

2 対国家との関係では倫理規定と解すべき

政府は近年一貫して放送法4条1項各号は法規範性を有するとの解釈を行っている。

しかし、政府が放送事業者の放送内容を審査し、無線局の運用停止命令等の措置まで行くとすれば、政府による恣意的運用が可能となり、言論統制の危険がある。

このような政府解釈は、放送事業者の番組編集の自由、ひいては国民の知る

権利を侵害するものとして許されない。

したがって、対国家との関係では、放送法4条1項各号は、法規範性を有せず、倫理的義務と解すべきである。

3 受信契約者との関係では法規範性を有する

放送法4条1項各号が、対国家との関係では倫理的義務にすぎないということは、放送法4条1項各号の規定が、何ら法規範性を有しないということの意味しない。

被告は、被告に放送番組編集の自由が保障されていることから、放送法4条1項各号は倫理的義務であると主張する。

しかし、表現の自由ないし放送番組編集の自由といえども、絶対的無制約ではなく、国民の知る権利を充足するために「公共の福祉」に基づく制約を受ける。

国民の知る権利に応える情報の多様性は、放送事業者に自由競争させるだけでは十分に確保できない。

そのために、放送法4条1項各号は、放送番組の編集にあたって「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」などを義務付けているのである。

放送法4条1項各号は、国民の知る権利を充足するための制約であるから、受信契約者に対する関係では、各号記載の義務は、法的義務である。

そして、上記法的義務は、放送受信契約において、視聴者は受信料支払義務を負い、放送事業者たるNHKは、放送法4条1項各号を遵守する義務を視聴者に負うことで具体化されている。

したがって、受信契約者は、NHKが放送法4条1項各号に明確に違反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、通常の批判活動でその是正が不可能な場合には、確認訴訟や損害賠償等の司法的救済を求めることができる。

第2 「特殊な負担金」説に対する反論

1 放送法64条1項は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置し

た者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と規定しており、受信料支払義務が契約により発生することは、紛れもない事実である。

現行法上、放送受信料は、私人間の契約に基づく債権と構成されており、公法的権利として立法されているものではなく、民事訴訟手続きに基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別の制度は設けられていない。

放送法64条1項が受信契約について「放送の受信についての契約」と定めていることからしても、放送の受信と受信料に対価性があることは当然の前提である。

2 NHKの主張する「特殊な負担金」説

NHKは、答弁書において、放送受信料の法的性質は「特殊な負担金」であるから、対価的給付を前提とするものではないと主張する。

3 「特殊な負担金」という用語が使用された歴史的経緯

「特殊な負担金」という用語は、昭和39年9月に出された臨時放送関係法制調査会の答申において初めて使用された用語であり、法制化された用語ではなく、一般的な法律用語でもない。

この答申において、「特殊な負担金」は、受信料について租税ではないことを示す用語として使用されたものにすぎず、受信料がNHKの放送に対する対価的な関係にあることを否定する性質の用語ではない。

4 NHKは、その規約13条2項において、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定し（甲4）、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということをNHK自身が定め、受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている。

5 カラーと白黒の間に料金の差が設けられてきたことからしても、受信料について、放送サービスに対する対価としての性質を否定することはできない。

6 NHKの本来的な目的が放送であることに疑いはなく（放送法15条）、受

信料の本質的な性質として、NHKの放送（の受信）と対価関係にあることを否定することはできない。

- 7 以上より、放送受信料の法的性質について、放送（の受信）との対価関係を本質的に否定するNHKの「特殊な負担金」説は誤りである。

第3 被告による放送法違反事例

1 はじめに

被告による放送法違反事例について、いくつかその概略を指摘する。

2 安保法案に関する報道の偏向について

安保法案は、2015年5月14日に、閣議決定され国会に提出されたが、被告は、これに関する報道を行うにあたり、①被告の番組について政府寄りの時間配分で番組を構成したり、②安保法案は意見であると主張する憲法学者の発言を掘り下げなかったり、③砂川事件判決を集団的自衛権行使の根拠とすることの検証報道がなかったりするなど、政権にとってマイナスになるような出来事や審議内容を極力伝えないようにする傾向がうかがえた。このことは、提出済みの甲9号証「安保法案 テレビニュースはどう伝えたか」からも一目瞭然である。

このように、安保法案に関する被告の報道姿勢は「政治的に公平であること」、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」といった放送法4条の規定に明らかに違反している。

3 第24回参議院選挙関係の報道について

被告は、2016年7月10日に施行された第24回参議院選挙に関する報道で、各政党の扱いに関して、大政党偏重の時間配分を行っている。

このような傾向は民放にも伺えるものの、特に被告に顕著で、あたかも議席数を反映したかのような時間配分の偏りが続いている。

上記のような選挙報道は、「政治的に公平であること」に大きな疑義を

生じさせるもので、到底「公平」とはいえず、公共放送たる被告の責任は極めて重いと云わざるをえない。

4 安倍首相真珠湾訪問に関する報道について

2016年12月5日、安倍首相の真珠湾訪問の意向というニュースがあり、被告も午後7時の報道番組「ニュース7」でこの事項について報道したが、緊急重大ニュースかのように番組内で2度取扱い、約30分の放送時間の内延べ8分25秒もこの問題について充てた。

放送内容も安倍首相の独演といえるもので、オバマ氏の広島訪問の返礼といった「強いられた訪問であってはならない」というオバマ大統領の気配りを伝え、「安倍首相独自の判断による訪問である」と被告まで念入りに広報するありさまであった。

このように、被告の報道姿勢は、政府・与党の広報かのようなものになっており、「政治的に公平であること」に大きな疑義を生じさせる。

5 APEC首脳会議における安倍首相の発言に関する報道

ペルーで開かれたAPECの首脳会議に関して、被告は、安倍首相の発言を中心に報道した。国民が知りたいのは、安倍首相の発言だけでなく、参加国の首脳がTPPなどについてどのように考えているのかということなども含むにもかかわらず、被告は、安倍首相の話した内容を見出しとして紹介し、その後の内容でもこの点を殊更に強調した。

これも被告が政府・与党の広報に成り下がっていることを示すものであり「政治的に公平であること」に大きな疑義を生じさせるものである。

6 熊本地震と原発とに関わる被告報道の問題

いわゆる熊本地震が発生したとき、NHKでは『ニュースウオッチ9』が放送中だったが、同番組では、まず緊急地震速報が画面に表示され、続けて「熊本地方が震度7」ということを伝えていたが、画面に映し出された地図

は、鹿児島県の上部から下がカットされたものだった（なお、地図がトリミングで切られたそのすぐ下に、薩摩川内市が位置し、そこには日本で唯一再稼働中の川内原発が建っている。）。そのため、宮崎県南部あたりに表示されていた震度3という数字も半分が切れており、鹿児島県は震度さえ表示されなかった。

靱井勝人会長は、原発関連の報道について、「住民の不安をいたずらにかき立てないよう、公式発表をベースに伝えてほしい」などと指示していた旨報道されたが、被告の会長である靱井氏のこのような指示は、大地震発生による原発への影響を過小評価したい“再稼働推進”政府に、被告が追随することを宣言しているようなものである。

実際、靱井氏の発言より前ではあるが、前述のとおり、熊本地震の初期の報道で、川内原発の所在地について震度表示を行っていないのであり、これを単なる憶測と片付けることは妥当ではない。

以上に鑑みれば、被告の報道が「政治的に公平であること」「意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること」と規定している放送法4条に違反することは明らかといえる。

以上